

医政発1129第25号

薬食発1129第1号

保発1129第2号

平成25年11月29日

各都道府県知事 殿

地方厚生（支）局長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

日本製薬工業協会会長 殿

日本医療機器産業連合会会長 殿

独立行政法人国立高度専門医療研究センター理事長 殿

独立行政法人国立病院機構理事長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医政局長

（公 印 省 略）

厚生労働省医薬食品局長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局長

（公 印 省 略）

「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について

先進医療に係る実施上の留意事項や届出等の取扱いについては、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日

閣議決定）、中央社会保険医療協議会での議論等を踏まえ、審査等の効率化・重点化を図ることを目的に、平成24年10月1日より従前の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議を一本化し、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」（平成24年7月31日医政発0731第2号、薬食発0731第2号、保発0731第7号。以下「先進医療通知」という。）において示しているところである。

今般、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等を受けて、先進医療通知の「記」以下を別紙のとおり改正し、平成25年11月29日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者等に対し、周知徹底を図られたい。